

**「横浜 I R（統合型リゾート）に関するアドバイザー業務委託」
に関するプロポーザルに係る提案書評価基準**

表の評価項目及び重みづけのもと、評価を行う。

表

評価項目 (配点)		評価の着目点	評価に当たり 確認する資料	配点
業務実施体制 (30点)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 統括責任者、業務主任者及び担当者が適切に配置されているか ・ 円滑かつ効率的に業務を遂行する上で、業務実施体制について十分な工夫がなされているか ・ 本業務の遂行に必要な情報や協力者等のネットワークを有しているか 	要領 2	30点
配置予定者の実績・経験 (30点)		担当者等が本業務にふさわしい業務実績・経験を有しているか	要領 3	30点
業務実施方針 (20点)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務目的及び業務内容について、十分に理解しているか ・ 各業務項目について、業務の特性を理解し、的確な業務手順・課題認識等が示されているか 	要領 4	15点
		利益相反行為を防止する上での対応方針について、有効な提案がなされているか		5点
業務内容に関する提案 (60点)	I R 区域認定獲得に向けた検討・分析について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国会、政府におけるこれまでの議論や横浜市が策定している関連計画等を踏まえ、横浜市への I R 区域認定に向けて重要となる視点やポイントを適切に示しているか ・ 横浜市の区域認定獲得に向けて十分なサポートできることを説得力を持って示しているか 	要領 5	15点
	横浜 I R の事業性及び開発条件・	横浜 I R の施設内容、収益構造、ビジネスモデル等の検討について、優れた着眼点・分析力を有しているか	要領 6	15点

	事業実施条件の検討・分析について	<ul style="list-style-type: none"> ・ I R 整備法第 2 条で規定されている 1 号施設から 6 号施設及びカジノ施設の整備について、スケール・クオリティ・コンテンツ等の考え方の整理について十分にサポートできることを説得力を持って示しているか 		
	I R 事業者の公募・選定プロセスについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者の優れた提案を引き出していく上での公募プロセスの工夫について、有益な提案がなされているか ・ デューデリジェンス（実態調査）について、適切かつ具体的な手法が提案されているか 	要領 7	15 点
	I R 事業者との契約条件等の検討について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施協定等について契約条件、締結プロセス等において重要となる視点やポイントを十分示しているか ・ 実施協定等の検討・ I R 事業者との交渉等について十分にサポートできることを説得力を持って示しているか 	要領 8	15 点
ワーク・ライフ・バランスに関する取組等（7点）		<p>次の項目を満たしているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 101 人未満の場合のみ加算） ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 301 人未満の場合のみ加算） ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）の取得 ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得 ・ 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール）の取得 ・ よこはまグッドバランス賞の認定の取得 ・ 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.2% を達成している（従業員 45.5 人以上）、又は 	それぞれ確認のため提出される書類	7 点

	障害者を1人以上雇用している（従業員45.5人未満）		
評点の合計（147点）			

- 1 評価はA～Eの5段階評価とする。（「ワーク・ライフ・バランスに関する取組等」を除く。）
 - A 特に優れている
 - B 優れている
 - C 普通
 - D やや不十分である
 - E 不十分である
- 2 評価点について、次のように配点を行う。
配点にA=5/5、B=4/5、C=3/5、D=2/5、E=1/5を乗じて算出する。
- 3 ワーク・ライフ・バランスに関する取組の評価については、表1の「評価の着目点」に記載した項目について1つ満たすごとに1点を加算する。
- 4 各審査委員の評価点の合計が、満点の6割以上である企画提案を行った者のうち、最高評価点を獲得した提案者1者を委託候補者とする。
なお、提案者が1者の場合は、審査委員会における評価の結果、各審査委員の評価点数の合計が満点の6割以上に達していれば、当該提案者を委託候補者とする。
- 5 評価点について最上位の者が2社以上同点となった場合は、評価委員会にて採択を行い、最上位を決定する。